

-
- 法人名 : 常陽銀行
 - 部 署 :
 - 役 職 :
 - 名 前 : 中村 哲久
-

■コメント:

Q2において、「売手と買手の希望する価格差が著しく大きい金融資産は、市場価格がないと考えられる」とあるが、価格差が著しいの判断基準があいまいであり、会計監査あるいは当局検査において、判断根拠を示すことは困難と考える。

地銀では、証券化商品について、合理的に算出された価格をブローカーから入手して、それを合理的に算出された価格として用いている。この場合には取り扱いに大きな変更は生じないとの解釈でよいか。